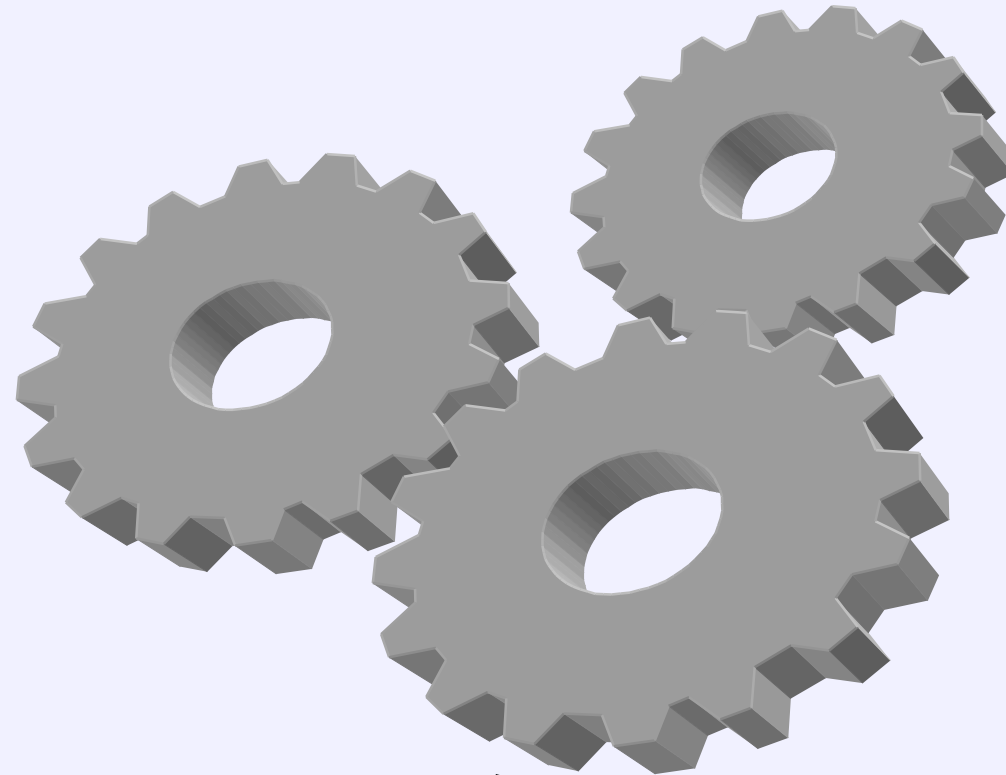


第4回中部トラック輸送適正取引推進 パートナーシップ会議



平成21年12月4日

国土交通省中部運輸局

トラック輸送適正取引に関する取組状況

輸送の安全性の確保やトラック事業の適正な競争環境の整備
優良事業者や健全な事業環境の育成

社会保険等未加入事業者への行政処分等の導入

法令試験の実施

事業用自動車総合安全プラン2009

5両未満事業者監査

処分基準の強化

運輸安全マネジメント評価

「運送原価に関する調査」22年度実施予定

荷主企業と運送事業者がパートナーシップを確立する上で必要な環境整備

「ポスター」「手引き書」作成し関係団体等へ配布

「ガイドライン」のHPへの掲載

「適正取引相談窓口」への相談事案に対する適切な対応

パートナーシップによる輸送の効率化等実証実験

国際海上コンテナ実態調査：今年度の取組として現在調査実施中

バスプラ集の作成：今年度の取組として実施予定

その他

トラック運送事業の将来ビジョン検討

利用運送事業者アンケートの実施

社会保険等未加入事業者への行政処分等の導入

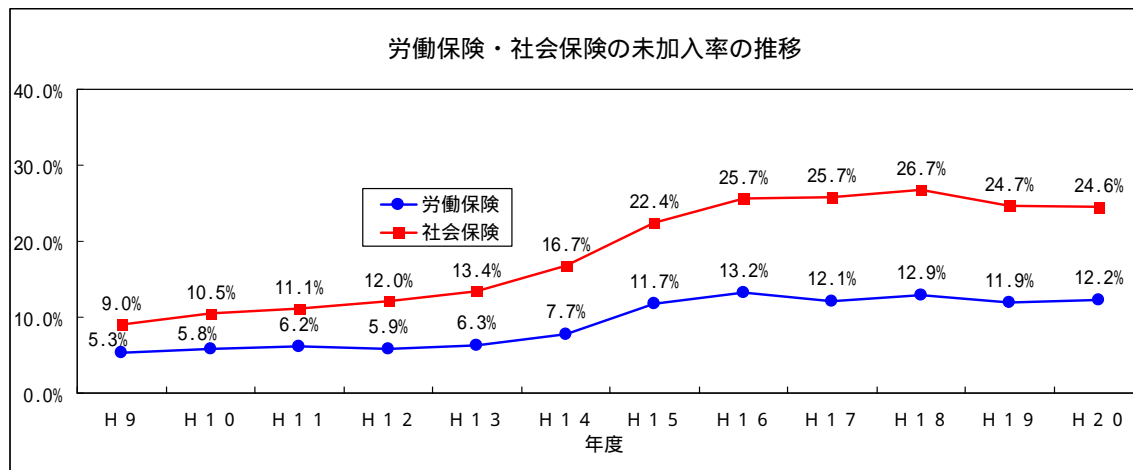
・規制緩和に伴う競争の激化
 ・軽油価格の高騰、安全・環境対策の強化



社会保険等未加入により、必要経費削減、不適正に運送原価の引き下げ

不健全な競争状態

労働保険・社会保険の未加入率の推移



本表における未加入とは、巡回指導に入った事業所において把握した数
 (平成20年度は平成20年4～12月中の集計値)

(平成16年8月 通報制度)

社会保険等未加入の事実を把握した際、運輸支局から社会保険事務局、労働局に通報 実効性に課題

[平成20年7月以後]

貨物自動車運送事業法に基づく措置の強化

新規事業者に対する対応

事業許可の基準及び条件に社会保険等への加入を追加

既存事業者に対する対応

法令根拠(違反項目) 法第25条第2項の違反として運用

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争をしてはならない。

行政処分の実施

→ 事業許可には社会保険等の加入が必要

→ 社会保険等に加入していなければ行政処分が課される。

平成21年6月末現在(施行後1年間)の行政処分等状況は、車両停止8社(うち社会保険、労働保険ともに未加入4社)、警告79社(うち社会保険、労働保険ともに未加入24社)

法令試験の実施

国土交通省では、平成2年の規制緩和以降、新規参入事業者が大幅に増加している中で、事業者の違反件数が高水準にあることが問題となっていた。許可申請者の中には、申請書の作成等を行政書士に全面的に依頼していることにより、経営者自らの関係法令に関する知識及び法令遵守の意識が欠如していることが指摘されていた。

新規許可申請時に法令試験を実施する事によって、許可基準にある「事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するもの」について審査がより確実になるものとして、平成20年7月から試験制度が導入されている。

試験制度導入後の実施状況(平成20年8月～平成21年10月)

中部運輸局管内におけるH20.8月からH21.10月までの試験結果は下表の通りです。
月別での最低合格率は38.5%、最高合格率は84.8%である。
初回での合格率は62.6%、再受験での合格率は67.6%である。

貨物自動車運送事業法令試験実施結果(平成20年8月～平成21年10月)

	受験者数	再受験者	合格者数	再受験合格	合格率
愛知県	170	(53)	113	(33)	66.5%
静岡県	84	(28)	56	(23)	66.7%
岐阜県	75	(31)	41	(18)	54.7%
三重県	53	(15)	36	(11)	67.9%
福井県	19	(6)	12	(5)	63.2%
合計	401	(133)	258	(90)	64.3%

再受験者、再受験合格の()書きは、受験者数、合格者数の内数

事業用自動車総合安全プラン2009 ~ 死者数半減、飲酒運転ゼロをめざして ~

目標

Plan

- ・10年間で死者数半減 (平成20年513人を10年後に250人)
- ・10年間で人身事故件数半減 (平成20年5万6千件を10年後に3万件)
- ・飲酒運転ゼロ

目標達成のために講ずべき施策

Do

安全体質の確立

~ 各事業者における日々の自主的努力の積み重ねが最も重要です ~

- ・事故情報共有のため21年6月からメールマガジン「事業用自動車安全通信」の発信を開始しました
- ・安全マネジメント評価対象拡大、労働環境の改善などを行います

コンプライアンスの徹底

~ 自動車運送事業者には特に高いコンプライアンスの徹底が求められます ~

- ・監査要員の増員、行政処分の強化、処分逃れ防止対策などを行います

飲酒運転の根絶

~ 飲酒運転は自動車運送事業者にとって言語道断の恥ずべき行為です ~

- ・アルコールチェッカーの使用義務付け、アルコール・インターロックの普及促進などを行います

IT・新技術の活用

~ 普及が進んだ後には極めて大きな効果を発揮します ~

- ・ASV技術の開発・普及、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計の普及促進などを行います

道路交通環境の改善

~ 事業用自動車を取りまく道路交通環境の改善も重要な要素です ~

- ・交差点改良や歩道、中央帯の整備、防護柵・道路反射鏡等の整備を進めます

プランのフォローアップ

Check Act

10年後、本プランに掲げた目標を確実に達成するためには、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にチェックを行うことが必要です。

全国及び地域ブロックごとにフォローアップ会議を設置

事故削減が進んでいない場合には新たな取り組みを検討します

PDCA
サイクル

トラック運送事業者の許可基準(5両割れ)事業者に対する重点監査結果

平成21年6月の1ヶ月間において、許可基準(5両)割れの96事業者(全国1,018)に対し、監査を実施

監査を実施した96事業者中、51事業者(53.1%)に法令違反が確認された。
全国1,018事業者中、741事業者(72.8%)

1 法令違反事業者数

53.1%の51事業者において法令違反が認められた。 全国 72.8% 741事業者

2 乗務時間等告示の遵守違反及び健康状態の把握違反事業者数

20.8%の事業者において、乗務時間等告示の遵守違反(27者)及び健康状態の把握違反(4者)が認められた。また、乗務時間等告示の事項別遵守違反件数をみると、拘束時間違反(15者)及び連続運転時間違反(12者)が多く認められた。

全国 30.1%の事業者
乗務時間等告示の遵守違反(27者) 健康状態の把握違反(139者)
拘束時間違反(108者) 連続運転時間違反(108者)

3 点呼関係違反事業者数

33.3%の32事業者において点呼の実施、記録、改ざん、保存違反が認められた。事項別にみると、未実施(18者)及び記録(31者)の違反が多く認められた。

全国 43.1%の439事業者 未実施(249者)未記録(256者)

4 乗務等の記録違反事業者数

7.3%の7事業者において乗務等の記録、記載、改ざん、保存違反が認められた。事項別にみると、記載の違反(7者)が多く認められた。

全国 27.6%の281事業者 記載の違反(256者)

5 指導監督関係違反事業者数

3.1%の3事業者において指導監督関係違反が認められた。 全国 38.8% 395事業者

6 社会保険等の未加入事業者数

3.1%の3事業者において社会保険等の未加入が認められた。 全国 29.3% 298事業者

今後の対応

- ・法令違反が認められた事業者に対しては、直ちに改善を指示するとともに、行政手続法に基づく所要の手続きを経て行政処分を実施する。
- ・今回の重点監査の対象とならなかった許可基準割れ事業者に対しては、順次呼出監査を実施する。

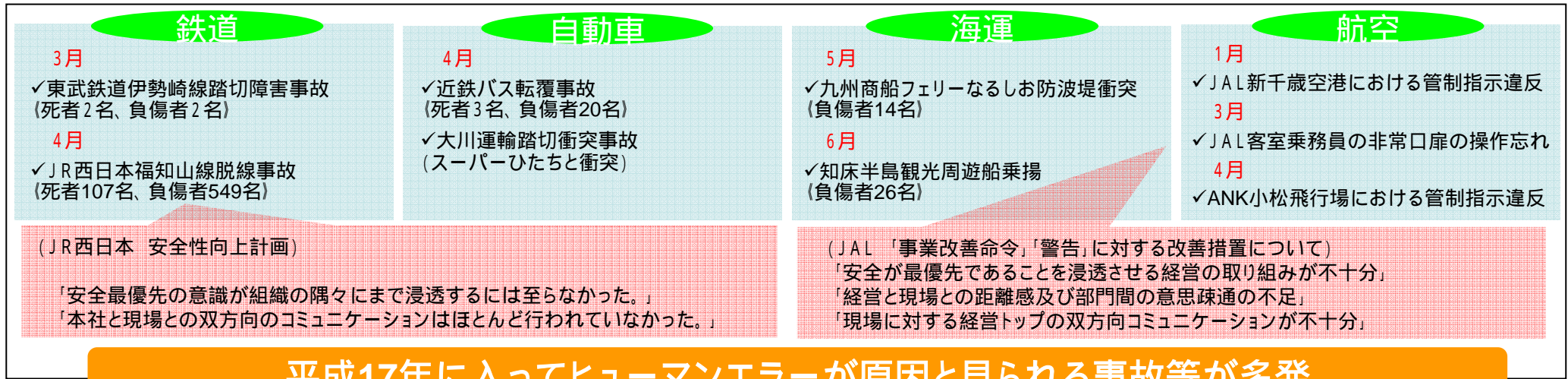
貨物自動車運送事業の行政処分基準の強化について

国土交通省では、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会でとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、事故削減、事後チェック機能の強化及び事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正を実施

改正の概要 (平成21年10月1日実施)

1. 飲酒運転等に対する処分強化(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)
 - 処分日車数の強化 初違反80日車 100日車 再違反240日車 300日車
 - 飲酒運転等を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長 7日 14日
 - 飲酒運転等+重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長 3日 7日
 - 飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合、即時事業停止処分(3日)を創設
2. 社会保険等未加入に対する処分基準の強化
 - 処分基準の強化 一部未加入 初違反警告 10日車 再違反20日車 30日車
 - 全部未加入 初違反20日車 30日車 再違反60日車 90日車
3. 最低賃金違反に対する処分基準の創設
 - 一部の支払い 初違反10日車 再違反30日車
 - 全てへの支払い 初違反30日車 再違反90日車
4. 運転者に対する指導監督に係る記録の作成保存義務違反に対する処分基準の創設
 - 記録義務違反 初違反警告~20日車 再違反20日車~60日車
 - 保存義務違反 初違反警告~20日車 再違反20日車~60日車
5. 点検整備未実施に対する処分基準の強化
 - 日常点検の未実施 初違反勧告~3日×違反台数 警告~5日×違反台数
 - 再違反3日~9日×違反台数 5日~15日×違反台数
 - 定期点検整備の未実施 初違反警告~5日×違反台数 警告~10日×違反台数
 - 再違反5日~15日×違反台数 5日~30日×違反台数
 - 点検整備記録の改ざん 初違反3日~5日×違反台数 5日~10日×違反台数
 - 再違反9日~15日×違反台数 15日~30日×違反台数
6. その他の処分基準の強化
 - コンテナの落下防止措置未実施 初違反警告 20日車 再違反20日車 60日車
 - 30日車未滿は自動的に警告とする軽減措置 廃止
7. 処分の実効性の確保
 - 違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合 当該他の営業所にも行政処分を行う。
 - 違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社への事業譲渡(認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。)を行った場合 承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施、違反点数を承継。

運輸安全マネジメント評価



平成17年に入ってヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発

平成17年6月14日 第一回公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会開催(事務次官主催・関係局長等、民間有識者で構成)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日閣議決定)
「公共交通に関するヒューマンエラー等による事故・トラブル等を踏まえ、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。」

平成17年8月4日 公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会中間とりまとめ

- 事業者による安全マネジメント態勢の構築が必要
- 国による安全マネジメント態勢の評価が必要

➢運輸安全一括法の制定(平成18年3月31日公布)
➢官房新組織設立(平成18年4月1日～)

平成18年10月1日～
運輸安全マネジメント評価の実施

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)
「ヒューマンエラー等に起因する事故やトラブルが続発している状況にかんがみ、鉄道・航空等の公共交通の安全性を向上するため、事業者の安全管理体制の確立、事業運営における安全意識の徹底等、輸送事故の防止対策を強化する。」

運送原価の実態に関する調査について

調査事業の目的

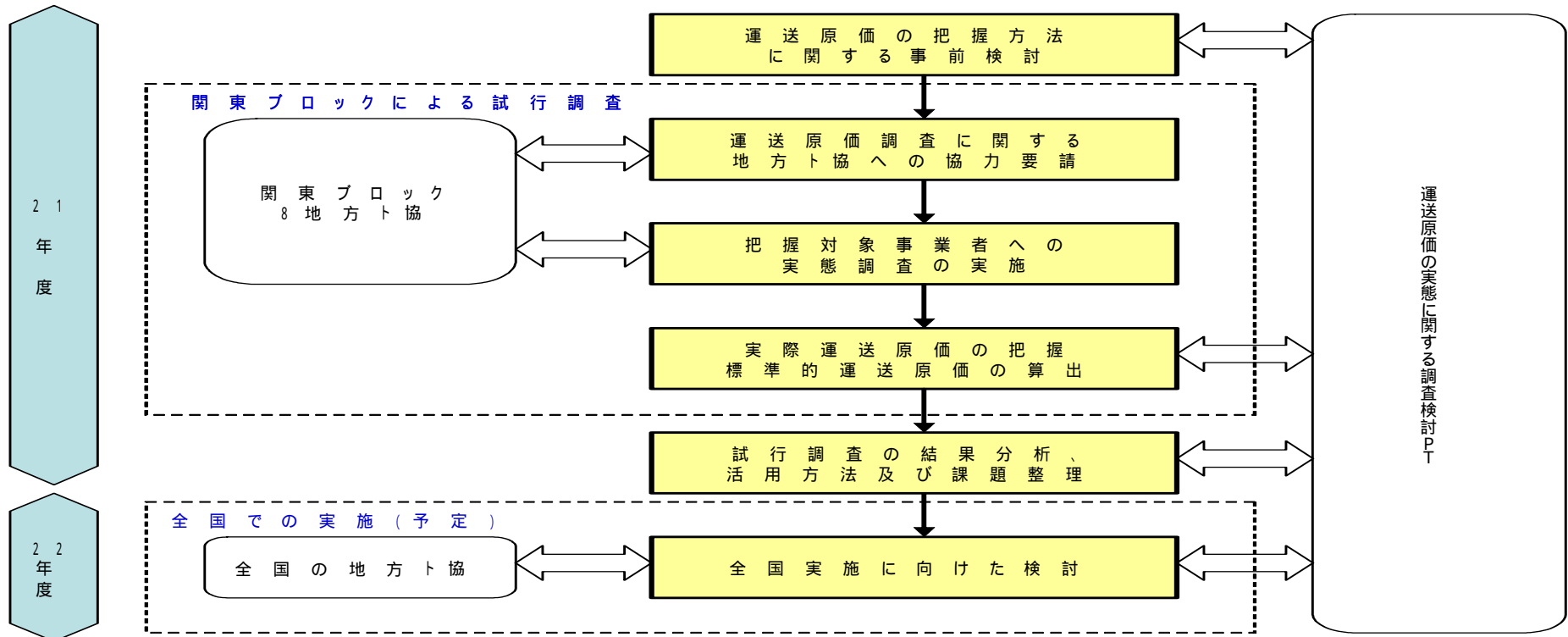
トラック運送業界では、原油価格高騰による燃料コストの急増、安全対策、環境対策等に係るコスト負担の増加、さらには昨年9月の金融危機の影響による貨物輸送量の急減など、厳しい経営環境が続いております。

このような中、トラック運送事業に係るコストを運賃に正当に反映し、適正に運賃を収受していくことが急務となっています。そのためには、直接運送費だけでなく、一般管理費や適正な利潤を加えた「再生産可能な運賃の収受」の定着が必要不可欠と考えられています。

このため、(社)全日本トラック協会では、国土交通省自動車交通局貨物課の指導のもと、運送原価の実態に関する調査を実施することといたしました。

平成21年度は関東ブロック(1都7県)の事業者を対象に、試行的に実施するものとし、その調査結果の分析、課題整理を踏まえて、来年度以降に全国調査を実施する予定としています。

調査のフレーム



荷主等とのパートナーシップによる構造改善実証実験事業

補助対象事業者・対象事業

対象者： 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、特定貨物自動車運送事業者
及び貨物軽自動車運送事業者

対象事業： 荷主等とのパートナーシップ(複数事業者によるアライアンスを含む)を構築し、事業の構造改善に資する実証実験

- (例)
- ▶ 積載率や実車率等の向上のための実証実験
 - ▶ 輸送形態見直しによる消費燃料軽減のための実証実験
 - ▶ 提案型の物流一括請負のための実証実験
 - ▶ ユニークビジネス開拓のための実証実験
 - ▶ 上記以外の輸送効率、燃費向上等のための実証実験

対象経費： 施設使用料、運行経費、情報システム費、調査費など、実証実験に必要な経費が対象。

補助額： 実証実験経費の2分の1 応募者多数の場合は減額される場合があります

申請状況

受付期間	平成21年8月1日～平成21年9月30日
申請件数	全国 96件 中部 25件

浜松ネットワーク協同組合による共同幹線(積合せ)輸送の実証実験

実験事業の概要・目的

中小トラック事業者の連携により、浜松地域から東京圏・中京圏への幹線輸送における共同積合せ輸送の実証実験。

共同幹線(積合せ)輸送の実験により、物流の効率化・環境負荷低減効果・事業化の可能性等について検証を行う。

実験主体・期間等

実験地域: 静岡県浜松地区 ~ 東京圏・中京圏

実験期間: 平成21年12月の1ヶ月間

実験事業者: 浜松ネットワーク共同組合加盟組合員

評価・検証内容(案)

実証実験期間中の対象貨物量の変動

燃料消費量・積載率

CO2排出量の削減効果

コスト(一般化費用)削減効果

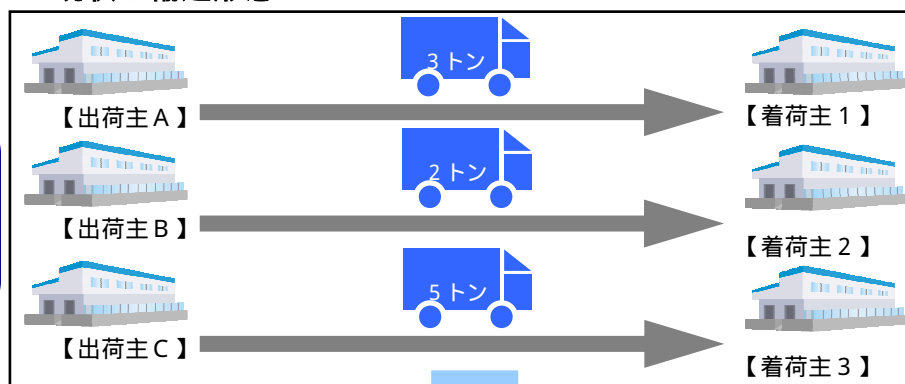
荷主からの引き合い状況

荷主からのクレームの発生状況

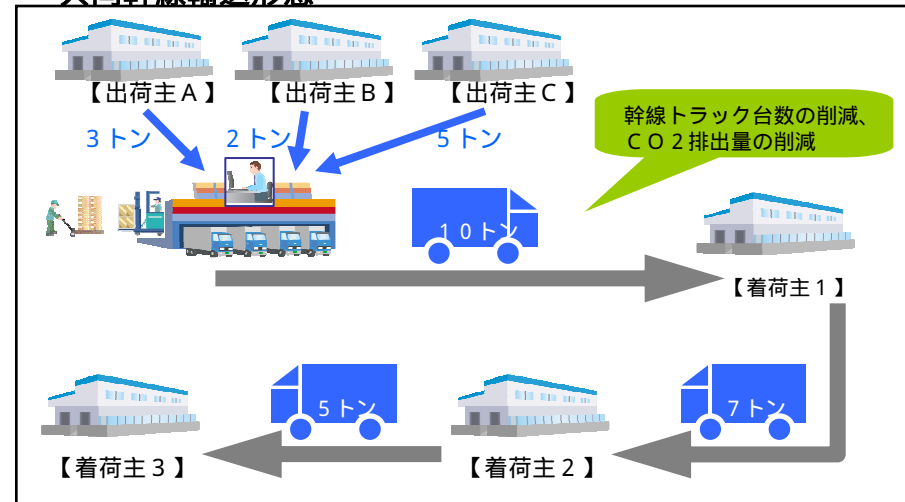
共同輸送できなかった場合の理由

実験参加事業者における事業継続意向

現状の輸送形態



共同幹線輸送形態



国際海上コンテナ陸上輸送にかかるパートナーシップ実態調査について

調査事業の目的

国際海上コンテナの関係者に対して、コンテナの取扱、不適切コンテナ(過積載、偏荷重)発見時の対処方法、その際に発生する車両待機(手待ち)の改善方策などについて聞き取り調査等を行うことを通じて、トラック事業者、荷主等とのパートナーシップを基盤とした、安全対策の充実など輸送環境整備に係る望ましい取組を把握することを目的とする。

調査の進め方

管内のコンテナターミナル(横浜、名古屋、大阪又は神戸)において、国際海上コンテナの取扱に関わるターミナルオペレーター、海貨事業者、トラック事業者に対して、国際海上コンテナの取扱についての聞き取り調査を行う。聞き取り調査結果等に基づき、安全対策など輸送環境の改善に関する意見交換を行い、他の地域においても活用可能な好事例として紹介できるように報告書を取りまとめる

聞き取り調査の内容

- ・不適切コンテナ発見時の対応(開封、積み替え等)
(特に中小規模海貨事業者の対応)
- ・車両待機時間の現状及び短縮に向けた取組
- ・各コンテナターミナルや事業者内において、安全確保のために取り組んでいること
- ・これら対応、取組みの契約等への反映状況
- ・今後の安全対策のあり方について

トラック運送事業の将来ビジョン検討

トラック運送事業の抱える課題

- ・トラック運送事業者は約63,000社に及び、そのほとんどが中小零細事業者であって、激しい競争環境にさらされている。
- ・世界的な同時不況により、急激な荷動きの減少といった影響が出ており、厳しい経営環境が今後も続くことが懸念されている。

望ましい姿

運賃収受の適正化、健全な競争環境の整備などの取引適正化の促進により、景気の悪化、燃料高騰の影響を受けにくく、かつ、荷主や元請と対等に取引を行うことができる**トラック運送事業**
安全かつ環境に優しい効率的なトラック輸送サービスを安定的に供給し続けることにより、国民生活と経済・産業の発展に貢献

トラック運送の現状・実態等について現状把握・分析を行い、今後のトラック運送の産業としてのあり方や行政の関与のあり方等について検討を行う。

勉強会

行政、トラック協会を主とした関係者により、トラック産業に関する基礎データの収集・分析等を行う。

(平成21年5月～8月に実施済)

検討会

行政、トラック協会だけでなく学識経験者、トラック事業者等も加えた上で、トラック事業者等に対するヒアリングを中心に論点の抽出を行う。

調査会

有識者、経済団体代表なども加えて、トラック産業の将来ビジョンを策定する。

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の開催状況

【国土交通省本省】 第1回平成20年5月28日、第2回11月17日、第3回3月18日、第4回平成21年6月17日に開催

北海道	東北	関東	北陸 信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
第1回 20. 7. 31 第2回 20.12.24 第3回 21.12予定	第1回 20. 7.18 第2回 21. 3.26 第3回 22.1予定	第1回 20. 7.28 第2回 21. 3.25 第3回 21. 9.11	第1回 20. 6.27 第2回 21. 3. 2 第3回 21年度中	第1回 20. 7.11 第2回 21. 2.17 第3回 21. 3.18	第1回 20. 7. 9 第2回 20. 9.24 第3回 21年中	第1回 20. 7. 7 第2回 21. 9.29	/	第1回 20. 6.20 第2回 21. 6.19	第1回 20.8.22 第2回 21.3.10 第3回 21.11予定
/	山形 21.7.23 21.11予定 秋田 21.10予定 福島 21.12予定 宮城 22.1予定	山梨 20. 9.17 21. 6.24 茨城 20.10. 9 21. 7.22 埼玉 20.10.14 21. 6.23 栃木 20.10.20 21. 9. 8 群馬 20.10.29 神奈川 20.10.31 21. 9.25 (予定) 千葉 20.11. 5	石川 20.12.17 21年度中 長野 21年度中 富山 21年度中	岐阜 21. 1.14 福井 21. 3. 9 三重 21. 3.12 事業者 懇談会 20.11.19 荷主 懇談会 21. 2. 5	京都 20. 8.26 滋賀 20. 9. 1 兵庫 20. 9.11 奈良 20. 9.29 和歌山 20.10.15	鳥取 22.1予定 島根 22.1予定 岡山 21.12又は 22.1予定 山口 22.1予定	愛媛 20. 7.31 22.1予定 高知 20. 8.22 22.1予定 徳島 20. 9. 3 22.1予定 香川 20. 9.10 22.1予定	鹿児島 21. 7.29 佐賀 21. 7.31 宮崎 21. 9. 7	/